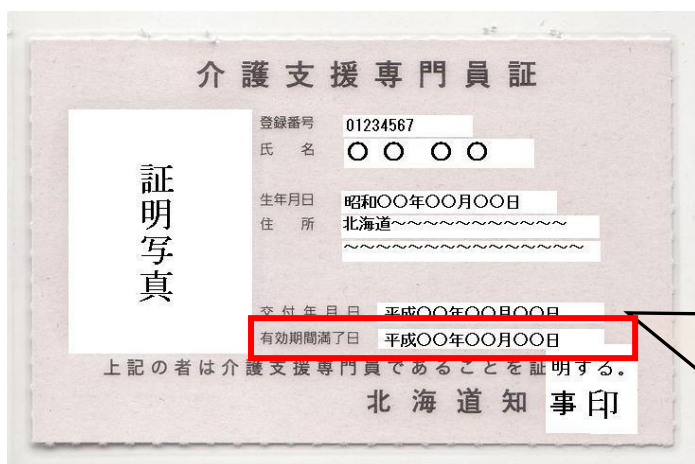


※貴事業所所属のケアマネジャーに必ず渡してください。

平成**28**年度版

介護支援専門員の資格と各種研修 についての重要なお知らせ



証の有効期間満了日まで
おおむね1年以内(注)の
方は、平成28年度更新
研修の受講対象者です！
(注)満了日が平成30年
3月31日までで、更新
研修を札幌以外の会場で
受講予定の方は、今年度
の研修を受講できます。

※上記の介護支援専門員証は、平成27年3月31日までの交付様式です。
平成27年4月1日からは新しい様式となっています。(P.8参照)

介護支援専門員として仕事をするためには、「介護支援専門員証」の
交付を受けなければなりません。

介護支援専門員証には「有効期間」があります。

有効期間の満了日までに「更新交付申請」をしないと、証が無効に
なります。

証が無効になると、

○介護支援専門員としての仕事を行うことはできませんが、登録自体
は消除されません。

○更新研修や再研修を受講済みでも、更新手続きを忘れていた場合は
受講した研修は無効となり、改めて再研修を受ける必要があります。

必要な研修を受け、満了日までに更新交付申請をしてください。



平成 28 年 3 月

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

I 平成28年度 介護支援専門員資質向上事業 研修一覧

			研修名	時間数(※3)	対象者	開催時期	実施者
現に就業している者	就業中の者がスキルアップのために受講する研修	1	専門研修Ⅰ(※1)	56時間	実務に従事して6ヶ月以上の者	6月～10月頃	(一社)北海道総合研究調査会(P.11参照)
		2	専門研修Ⅱ(※1)	32時間	実務に従事して3年以上の者	9月～12月頃	
	更なるキャリアアップのための研修	3	主任介護支援専門員研修	70時間	2及び3の研修受講者で、一定の要件を満たす者	11月～12月	
た3者をの修更し	キャリアの維持・更新のための研修	4	主任介護支援専門員更新研修	46時間	3の研修受講者で一定の要件を満たす者	未定	
証の有効期間満了日までのおおむね1年以内の者	証の更新に必要な研修	5	更新研修(実務経験者)	前期:56時間 ＜専門Ⅰと同じ＞(※2)	現在保有の証の有効期間内に実務経験がある者	6月～10月頃	(社福)北海道社会福祉協議会(P.11参照)
				後期:32時間 ＜専門Ⅱと同じ＞		9月～12月頃	
	証の有効期間満了日を経過した場合に受講する研修	6	更新研修(実務未経験者)	45時間(54時間)	現在保有の証の有効期間内に実務経験が無い者	6月～9月(※4)	
		7	再研修	45時間(54時間) ＜更新研修(未経験者)と同じ＞	証の有効期間満了日までに更新手続を行わなかった者で、証の交付を希望する者	6月～9月(※4)	

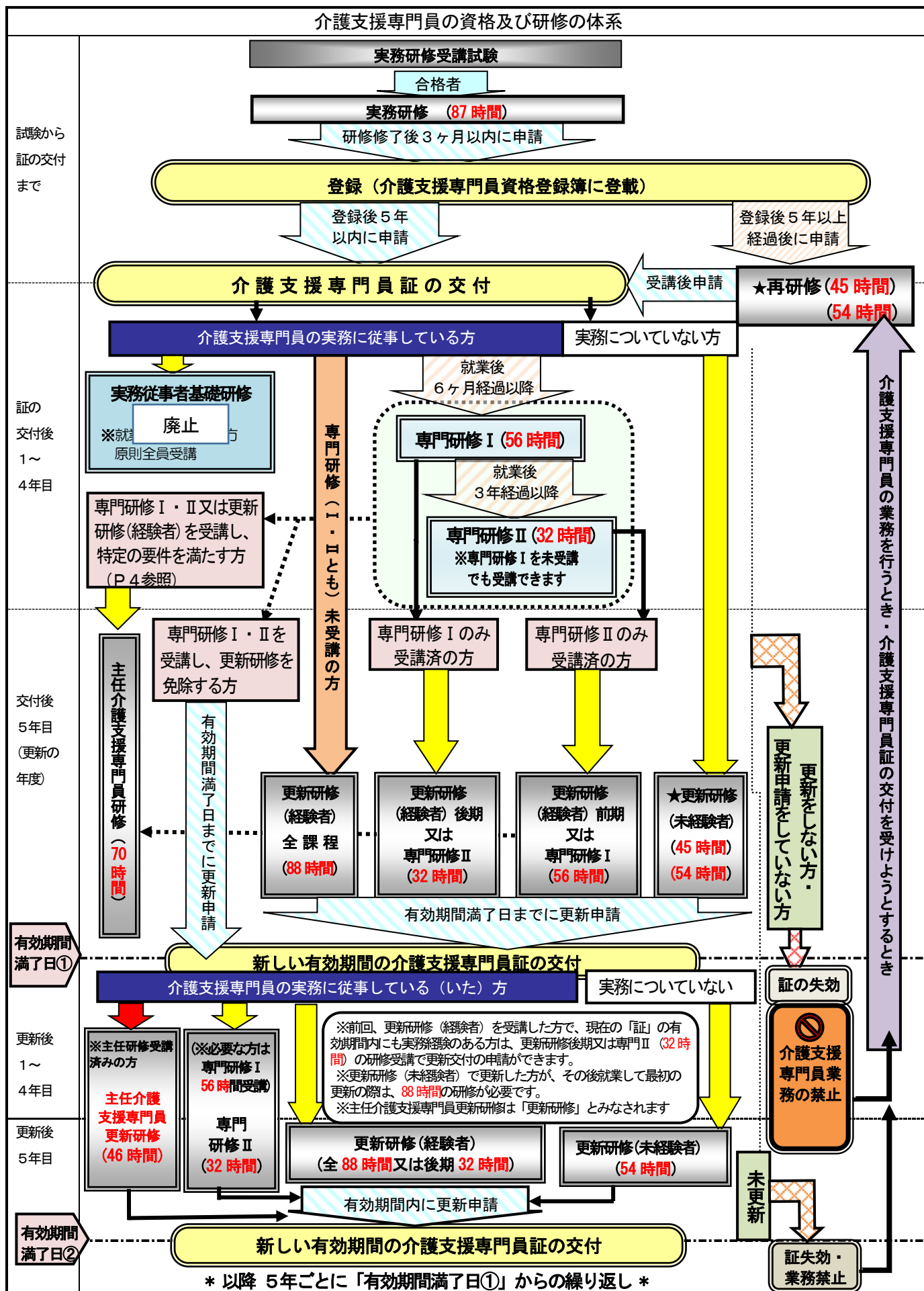
※1 これらの受講により、証の更新を行うことができます。

※2 証の更新が2回目以後の者には、更新研修前期(専門研修Ⅰ)の受講が免除される場合があります。(P.5参照)

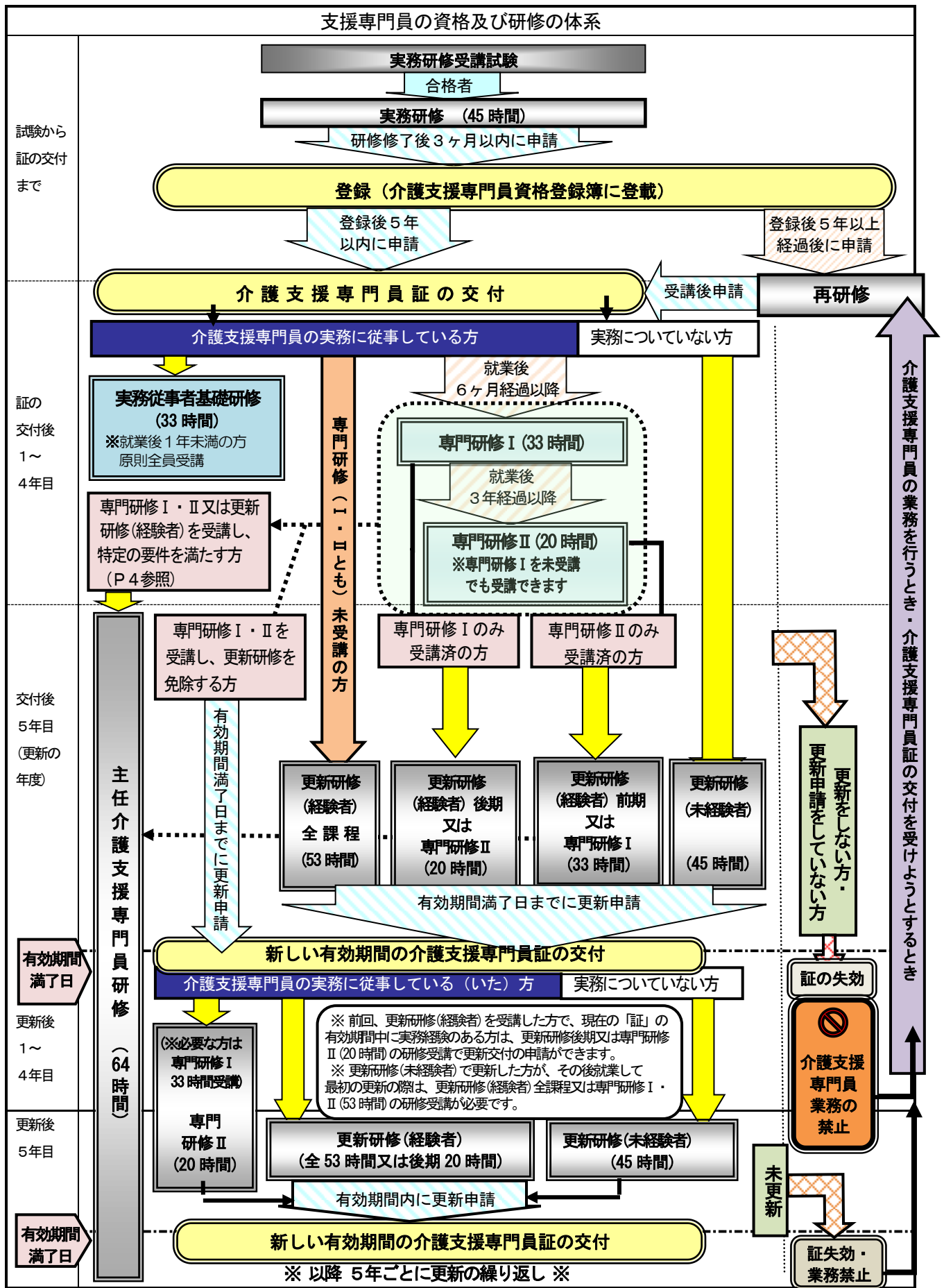
※3 上段は平成28年度介護支援専門員試験合格発表以前に行う研修の時間数、()内はそれ以降に開催される研修の時間数です。

※4 研修カリキュラムの改正により、年2回から年1回の開催となります。

Ⅱ 介護支援専門員の研修体系（平成28年度）※平成27年度以前の体系は次ページ



【参考】介護支援専門員の研修体系(平成27年度)



Ⅲ 各種研修の受講対象者及び申込み等について

専門研修の受講をもって更新研修を免除する方は、**更新の年に忘れずに「更新交付申請」を行ってください。**証の有効期間内に申請を行わなかった場合は、業務に従事できなくなります。

1 専門研修（課程Ⅰ・課程Ⅱ）

- ◆ 現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、資質向上を図る研修であり、実務研修からの一連の研修体系に位置づけられます。対象者は全員受講することが望ましく、更に、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく一定の期間ごとに技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望まれます。

1-1 受講対象者（両課程とも、原則として北海道内で勤務している方）

- ◆ 専門研修課程Ⅰ：原則として、介護支援専門員としての実務に従事し、就業後6ヶ月以上の方
- ◆ 専門研修課程Ⅱ：原則として、介護支援専門員としての実務に従事し、就業後3年以上の方

1-2 開催日程・申し込み等について

- ◆ 研修は、北海道が指定した法人が実施します。受講申込みは、指定法人へ行ってください。（P. 11）
- ◆ 開催日程・申込方法等の詳細は、指定法人が作成する実施要領でご確認ください。

2 主任介護支援専門員研修

- ◆ 介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として実施します。
- ◆ 地域包括支援センターには主任介護支援専門員が配置されることとされています。また、居宅介護支援事業所での特定事業所加算の算定には、主任介護支援専門員の配置が要件とされています。

2-1 受講対象者

- ◆ 主任介護支援専門員となるためには、一定の受講要件を満たし、あらかじめ専門研修Ⅰ・Ⅱもしくは更新研修（経験者）を受講する必要があります。
- ◆ 受講要件の詳細は、北海道のホームページ（P. 9）で掲載及び指定法人が別途通知する募集要領でご確認ください。

2-2 開催日程・申し込み等について

- ◆ 研修は、北海道が指定した法人が実施します。受講申込みは、指定法人へ行ってください。（P. 11）
- ◆ 開催日程・申込方法等の詳細は、指定法人が別途送付する募集要領でご確認ください。

3 主任介護支援専門員更新研修

- ◆ 主任介護支援専門員に対して、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ります。
- ◆ 主任介護支援専門員の資格の維持のためには、この研修を受講する必要があります。（P. 7）

3-1 受講対象者

- ◆ 主任介護支援専門員のうち一定の受講要件を満たす者であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者。ただし、経過措置が設けられています。（P. 7）
- ◆ 受講要件の詳細は、北海道のホームページ（P. 9）で掲載及び指定法人が別途通知する募集要領でご確認ください。

3-2 開催日程・申し込み等について

- ◆ 研修は、北海道が指定した法人が実施します。受講申込みは、指定法人へ行ってください。（P. 11）
- ◆ 開催日程・申込方法等の詳細は、指定法人が別途送付する募集要領でご確認ください。

4 更新研修・再研修

更新研修を受けた方は、必ず証の有効期間内に「更新交付申請」を行ってください。期間内に申請を行わなかった場合、受講した更新研修は無効になり、新たに再研修を受講しないと証の交付が受けられません。
有効期間満了日を過ぎた場合は、新たな証の交付を受けるまでの間は介護支援専門員の仕事には従事できません！！

4-1 受講対象者

- ◆ 更新研修：おおむね1年以内に介護支援専門員証の有効期間が満了する方が受講できます。
現在の証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験のある方は「経験者」、従事した経験のない方は「未経験者」の受講対象者になります。
- ◆ 再研修：介護支援専門員証の有効期間満了日を経過した方、又は介護支援専門員の登録後に証の交付を受けずに5年以上経過した方で、新たに証の交付を受けようとする方。
また、介護支援専門員証の有効期間内であっても、未就業期間が相当あるため、実務に従事する前に改めて基本的知識を修得したい方（原則として、北海道で登録している方）

※ 実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において介護支援専門員として就労した実務経験です。
（専門研修要件の6ヶ月以上あるいは3年の実務についても、同じです。）

※ 更新研修の場合は従事期間の定めはありませんので、就労の期間が短くても「経験者」になります。

- ①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

※ これらの事業所又は施設で就労していた方であっても、単に、要介護認定のための調査事務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画の作成業務を行っていなかった場合は実務経験として認められません。

※ 居宅介護支援事業所の管理者は、実務経験として認められます。

4-1 開催日程・申し込み等について

- ◆ 研修は、北海道が指定した法人が実施します。受講申込みは、指定法人へ行ってください。（P.11）
- ◆ 開催日程・申込方法等の詳細は、指定法人が作成する募集要領でご確認ください。

4-2 実務経験の有無と更新研修時間数について

実務経験者として初めて介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修（実務経験者）前期及び後期（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容）を受講する必要があり、合計88時間の受講となります。

また、実務経験者として2回目以降の介護支援専門員証を更新しようとする場合は、更新研修（実務経験者）前期56時間が免除され、後期32時間（専門研修課程Ⅱと同内容）の受講で更新手続きができます。

ただし、実務経験は「証」の有効期間ごとにリセットされ、現に有する「証」の有効期間内に実務に就かなかった場合は、更新研修（実務経験無し）54時間の対象となり、その後再び従事した場合は再度88時間の受講が必要となります。

以下の例示を参考にしてください。

例1	新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新 ←実務あり→ ←実務なし→ ←実務あり→ 88時間 54時間 88時間	1回目の有効期間内に実務があったが、その後有効期間内に実務なしの場合、2回目の更新時は45時間の対象となる。3回目更新時は53時間の対象となる。
例2	新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新 ←実務あり→ ←実務なし→ 88時間 32時間 (56時間は免除) 54時間	実務経験期間が2期にまたがっている場合は、2回目更新時は20時間の対象となるが、その後実務に就かなかった場合、3回目の更新時は45時間の対象となる。
例3	新規交付 1回目更新 有効期間満了 新規交付 1回目更新 ←実務あり→ 失効 ←実務あり→ 88時間 再研修54時間 88時間	実務に就いていたが更新忘れ等により有効期間が満了し、証が失効した後に再研修を受けた場合は、本人にとっては2回目の更新となるが、要綱上は新規交付後の1回目の更新となるため、53時間の対象となる。
例4	新規交付 1回目更新 2回目更新 3回目更新 4回目更新 ←実務なし→ ←実務あり→ ←実務なし→ 54時間 88時間 32時間 (56時間は免除) 56時間	3回目更新時に前期免除対象者だった者が、4回目の証の有効期間内に実務に就かなかった場合、実務経験はリセットされ、45時間の対象となる。

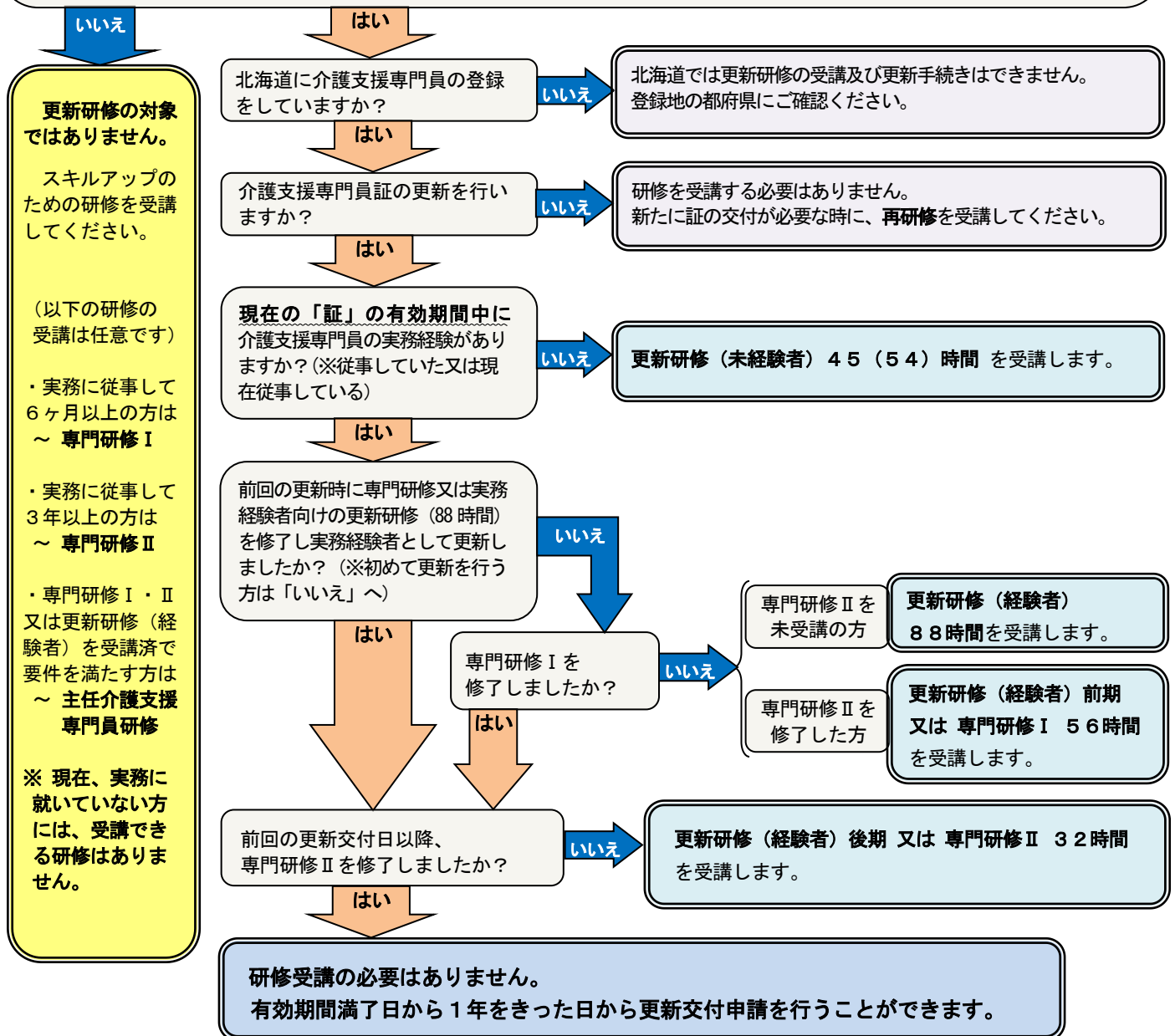
平成28年度

更新交付申請のための研修選択フローチャート

【次の項目に該当しますか？】※ただし主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は次頁をご覧ください。

・介護支援専門員証の有効期間が平成30年3月末日までに満了日を迎える方。

(例：有効期間満了日が平成30年1月10日の方 ⇒ 平成28年度中に開催される研修を受講できます。)



必要な研修を修了された方は、忘れずに「有効期間内」に更新交付の手続きを行ってください!!
申請をしないで有効期間の満了日を過ぎてしまうと、更新はできません。「再研修」を受けなおして、新規交付の申請をしなければ、証の交付は受けられません。

主任介護支援専門の資格をお持ちの方へ

(主任介護支援専門員更新研修などのお知らせ)



- 1 平成28年度から主任介護支援専門員（以下「主任CM」と表記）の資格が更新制となります。
- 2 主任CM資格をお持ちの方は、平成28年度から導入される「主任CM更新研修」を受講しないとその資格を保持することができません。
- 3 主任CM研修及び主任CM更新研修には、有効期間（5年）が設けられますが、平成25年度以前に主任CM研修を修了した方には経過措置があり、その有効期間は下記「1」の表のとおりです。
下記「2」を参考にして、ご自身の資格更新についてチェックしてください。
- 4 主任CM研修及び主任CM更新研修の受講には、一定の要件が必要です。
要件の詳細や日程は、北海道のHP「ケアマネジャー関連情報」（P.9）などでお知らせします。

1 主任CMの有効期間

主任CM研修修了年度	現在の主任CM資格の有効期間満了日
平成18年度～平成23年度	平成31年3月31日（平成30年度）
平成24年度・平成25年度	平成32年3月31日（平成31年度）
平成26年度以降	主任CM研修修了日から5年後の修了日の前日

2 平成25年度以前に主任CM研修を修了した方の、更新研修の受講年度

主任CMの資格の更新を希望する

はい

1 現在の証の有効期間内に、次の時期の主任CM更新研修を修了し、証の更新申請を行ってください。

2 主任CM更新研修は、有効期間満了日の2年前から受講可能です。ただし、経過措置期間に主任CM更新研修を修了し、それにより証を更新した場合、更新後の証の有効期間満了日は「主任CM更新研修修了日から5年間」となります。更新前の証の有効期間満了日から5年後ではありませんので、ご注意ください。

※受講可能年度内であっても、証の有効期間を過ぎる場合は受講できません！

主任CM研修修了年度	証の有効期間満了日	主任CM更新研修受講年度※
平成18年度～ 平成23年度	H28.4.1～H30.3.31	平成28年度
	H29.4.1～H31.3.31	平成29～30年度
平成24年度～ 平成25年度	H28.4.1～H30.3.31	平成28年度
	H29.4.1～H31.3.31	平成29～30年度
	H30.4.1～H32.3.31	平成30～31年度

いいえ

通常の更新研修を受講し、証の有効期間内に更新手続を行ってください。
（現在の証の有効期間内は、主任CMとして従事することができます。）

なお、再度主任CMとなる場合は、改めて主任CM研修の受講が必要です。

IV 介護支援専門員資格管理・研修に関する改正事項

1 介護支援専門員証の様式の改正

介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日から介護支援専門員証の様式が変更となりました。

◆ 改正内容

- ①「住所」の項目を削除
- ②「登録年月日」の項目を追加
(北海道の独自項目です。他府県発行の証には記載がありませんので、ご注意ください。)

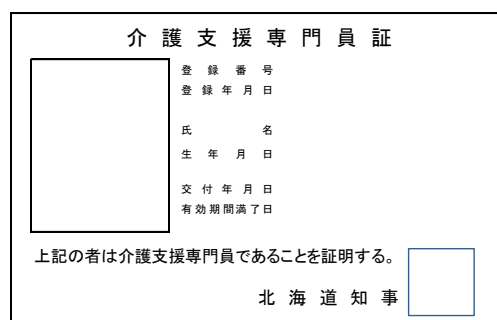
【旧様式】

(平成27年3月31日交付分まで)



【新様式】

(平成27年4月1日交付分から)



2 介護支援専門員の研修制度の見直し

介護保険法施行規則の改正により、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「主任CM」）に係る各種研修のカリキュラム・実施方法等が見直されました。

◆ 改正内容

- ① 実務研修に実務従事者基礎研修を統合し、実務研修の時間数を87時間とする。
- ② 再研修及び更新研修（実務未経験者）の時間数を54時間とする。
- ③ 更新研修・前期（専門研修Ⅰ）の時間数を56時間とする。
- ④ 更新研修・後期（専門研修Ⅱ）の時間数を32時間とする。
- ⑤ 主任CM研修の時間数を70時間とする。
- ⑥ 主任CMに更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設する。（46時間）
- ⑦ 主任CM研修及び主任CM更新研修の修了証明書に有効期間（5年間）が設けられる。

◆ 実施時期

- ①、②については、平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から施行。
- ③～⑦については、平成28年4月1日から施行。

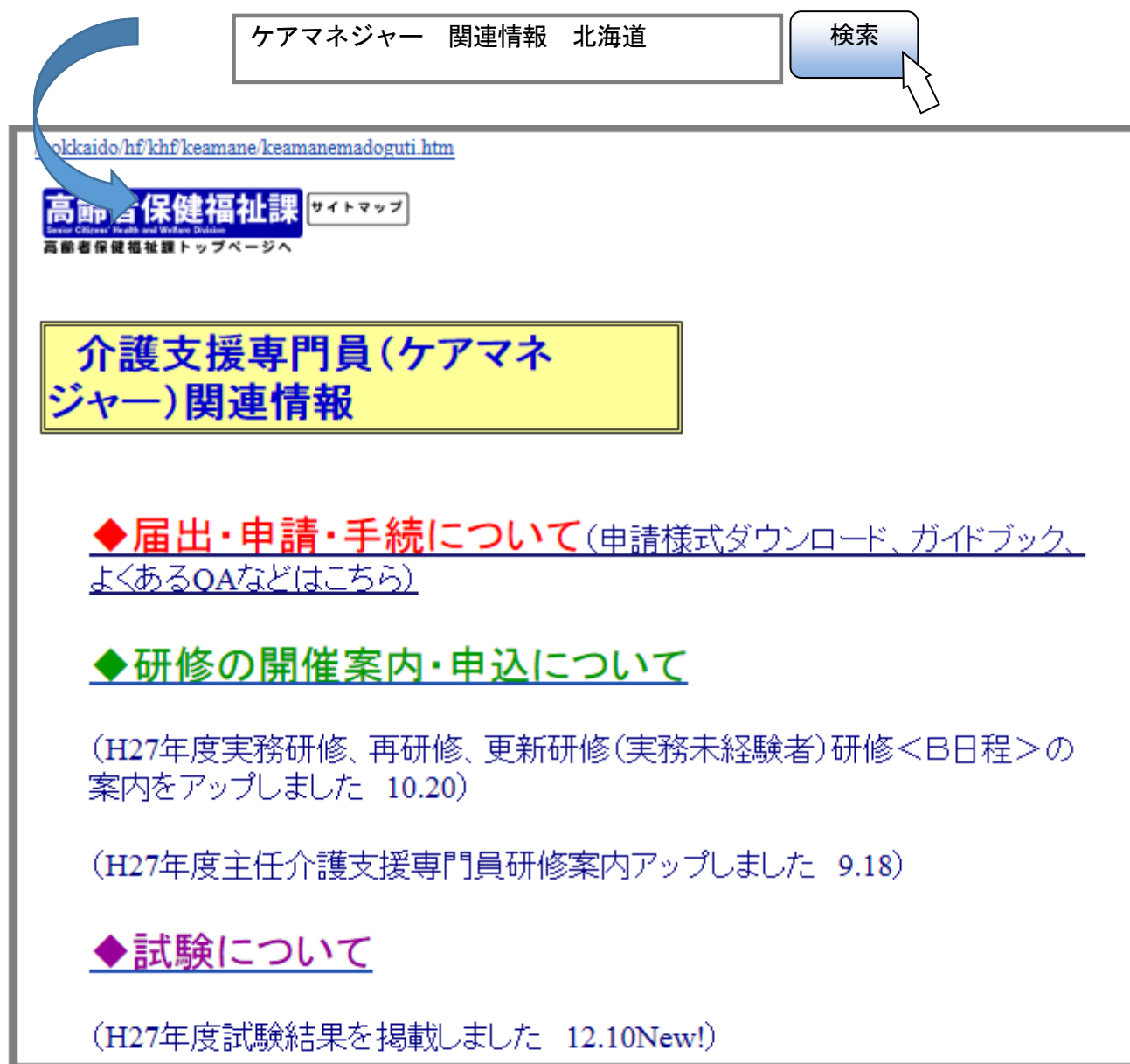
◆ 留意事項

- ① 平成25年度までに主任CM研修を修了した方の、主任CM更新研修の受講時期は次のとおり経過措置が設けられています。
 - ・平成23年度までに修了した方 → 平成30年度までに受講し、以降5年を超えない期間ごと
 - ・平成24及び25年度に修了した方 → 平成31年度までに受講し、以降5年を超えない期間ごと
- ② 主任CM更新研修の修了者は、更新研修を受けた者とみなされます。
- ③ 主任CM更新研修修了者の証の有効期間は、当該研修修了証の有効期間に置き換えることとなります。**(修了証明書の有効期間が介護支援専門員証有効期間に置き換わるのは主任CM更新研修のみ)**
- ④ 各研修に係る改正後のカリキュラムについては、厚生労働省発出の「介護保険最新情報 Vol. 419」に掲載されています。北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課の次のページで確認してください。
介護保険最新情報 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/information.htm>
- ⑤ この度の改正等に関するQ&Aについては、「介護支援専門員関連情報」のホームページ（P.9参照）に順次掲載する予定です。

VI 介護支援専門員証に関する各種手続きについて

- ◆ 介護支援専門員証は、新規交付、更新交付のほか、氏名や住所を変更した場合等も手続きが必要です。
- ◆ 各種手続きについては、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページをご覧ください。
更新交付申請書は、証の有効期間が満了する日の1年前から受け付けます。
- ◆ 更新研修修了時や年度末など、申請が一時期に集中すると新しい証の発行までに時間がかかる可能性がありますので、専門研修等、既に必要な研修を修了している方は、お早めに手続きをお願いします。
- ◆ 更新に必要な研修を修了しても、更新交付申請を行わなければ証は更新されません。必要な研修を修了した方は、忘れずに有効期間内に更新交付申請書を提出してください。
更新交付申請を行わずに有効期間満了日を経過した方は、改めて「再研修」を受講しないと証の交付は受けられません。（更新のために受講した研修が無効になります。）

介護支援専門員関連情報 HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>
(北海道庁保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のページ内)



The screenshot shows the top navigation bar of the Keamane website. It includes a search bar with the text "ケアマネジャー 関連情報 北海道" and a "検索" (Search) button. Below the navigation bar, there is a blue banner with the text "高年齢保健福祉課" and "高年齢保健福祉課トップページへ". A yellow box highlights the "介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報" (Information related to Care Support Specialist (Care Manager)) link. Below this, there are several links and announcements:

- [◆届出・申請・手続について](#) (申請様式ダウンロード、ガイドブック、よくあるQAなどはこちら)
- [◆研修の開催案内・申込について](#)
- (H27年度実務研修、再研修、更新研修(実務未経験者)研修＜B日程＞の案内をアップしました 10.20)
- (H27年度主任介護支援専門員研修案内アップしました 9.18)
- [◆試験について](#)
- (H27年度試験結果を掲載しました 12.10New!)

【各研修と介護支援専門員の登録等についてのお問い合わせ先】

§ 研修全般に関すること §

お問い合わせ先	住所	電話番号
北海道保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課地域包括ケアグループ	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	(直通) 011-204-5272

§ 介護支援専門員の登録、証の交付等の手続きに関すること §

住所地を所管する総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先	住所	電話番号	所管する市町村
石 狩 振興局	保健環境部 社会福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階	011-204-5863	札幌市／江別市／千歳市／恵庭市／北広島市／石狩市／当別町／新篠津村
渡 島 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9535	函館市／北斗市／松前町／福島町／知内町／木古内町／七飯町／鹿部町／森町／八雲町／長万部町
檜 山 振興局	保健環境部 社会福祉課 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地の3	0139-52-6654	江差町／上ノ国町／厚沢部町／乙部町／奥尻町／今金町／せたな町
後 志 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1935	小樽市／島牧村／寿都町／黒松内町／蘭越町／ニセコ町／真狩村／留寿都村／喜茂別町／京極町／倶知安町／共和町／岩内町／泊村／神恵内村／積丹町／古平町／仁木町／余市町／赤井川村
空 知 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0108	夕張市／岩見沢市／美唄市／芦別市／赤平市／三笠市／滝川市／砂川市／歌志内市／深川市／南幌町／奈井江町／上砂川町／由仁町／長沼町／栗山町／月形町／浦臼町／新十津川町／妹背牛町／秩父別町／雨竜町／北竜町／沼田町
上 川 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5984	旭川市／士別市／名寄市／富良野市／鷹栖町／東神楽町／当麻町／比布町／愛別町／上川町／東川町／美瑛町／上富良野町／中富良野町／南富良野町／占冠村／和寒町／剣淵町／下川町／美深町／音威子府村／中川町／幌加内町
留 萌 振興局	保健環境部 社会福祉課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地の2	0164-42-8319	留萌市／増毛町／小平町／苫前町／羽幌町／初山別村／遠別町／天塩町
宗 谷 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2987	稚内市／猿払村／浜頓別町／中頓別町／枝幸町／豊富町／礼文町／利尻町／利尻富士町／幌延町
オホーツク 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0633	北見市／網走市／紋別市／美幌町／津別町／斜里町／清里町／小清水町／訓子府町／置戸町／佐呂間町／遠軽町／湧別町／滝上町／興部町／西興部村／雄武町／大空町
胆 振 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-24-9839	室蘭市／苫小牧市／登別市／伊達市／豊浦町／壮瞥町／白老町／厚真町／洞爺湖町／安平町／むかわ町
日 高 振興局	保健環境部 社会福祉課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘通56号	0146-22-9477	日高町／平取町／新冠町／浦河町／様似町／えりも町／新ひだか町
十 勝 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目の1	0155-26-9078	帯広市／音更町／士幌町／上士幌町／鹿追町／新得町／清水町／芽室町／中札内村／更別村／大樹町／広尾町／幕別町／池田町／豊頃町／本別町／足寄町／陸別町／浦幌町
釧 路 総合振興局	保健環境部 社会福祉課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9254	釧路市／釧路町／厚岸町／浜中町／標茶町／弟子屈町／鶴居村／白糠町
根 室 振興局	保健環境部 社会福祉課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6914	根室市／別海町／中標津町／標津町／羅臼町

§ 研修のお申込み方法、実施内容等に関すること § (指定法人一覧表)

研修名	指定法人名	住所	問い合わせ先電話番号
◆ 専門研修Ⅰ ◆ 専門研修Ⅱ ◆ 更新研修 (経験者)	一般社団法人 北海道 総合研究調査会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階 法人のホームページ 【 http://www.hit-north.or.jp/ 】	ケアマネ研修係 011-222-7330 (直通) (受付時間) 平日 9~17時
◆ 更新研修 (未経験者) ◆ 再研修	社会福祉法人 北海道 社会福祉協議会	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 北海道社会福祉総合センター (かでの2・7) 3階 法人のホームページ 【 http://www.dosyakyo.or.jp/ 】	研修教務課 [ケアマネ研修担当] 011-241-3979 (直通) (受付時間) 平日 9~17時
◆ 主任介護支援 専門員研修 ◆ 主任介護支援 専門員更新 研修 (予定)	一般社団法人 北海道総合 総合研究調査会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階 法人のホームページ 【 http://www.hit-north.or.jp/ 】	ケアマネ研修係 011-222-7330 (直通) (受付時間) 平日 9~17時

☆介護支援専門員の研修及び各種手続きについては、北海道のホームページでもご案内しています。申請、届出等に必要な用紙がダウンロードできます。

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ
【<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>】

ケアマネジャー 関連情報 北海道

検索

